



★★事例 6★★

火災保険を使って 修理が出来るという 勧誘に注意！

保険金請求の手伝いをしているというコンサルタント業者から、「去年の地震で保険金請求したか？」と突然電話があり「していない」と返答すると家に訪問してきた。家の周りを調査し基礎や外壁の細かな亀裂に対して「地震による損害と申告すれば保険金がおきる」と言って災害復興支援業務依頼の書面を見せられたので契約した。後日、保険会社の確認を経て保険金が支払われたが、直後にコンサルタント業者から保険金の40%を5日以内に支払うよう請求があった。保険金の40%の報酬は高すぎるのではないか？



「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、本当に保険金が支払われるかわかりません。すぐに契約するのは止めましょう。また契約前に必ず契約書を確認し、手数料等の有無や支払い条件を確認しましょう。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど嘘の理由で保険金請求をすると詐欺に該当する場合があります、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

★ワンポイント★

保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険契約の内容や補償の範囲について書類をよく確認し、加入している保険会社や保険代理店等に直接相談しましょう。

